【テニス安心プラン(S)】

※本プランの新規申込受付は終了しました。

●商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

<テニス補償(傷害補償、賠償責任補償)>

賠償責任保険普通保険約款にテニス特別約款等をセットした商品です。

<携行品損害補償>

動産総合保険普通保険約款に携行品一式契約特約、電気的・機械的事故対象外特約、臨時費用対象外特約等をセットした商品です。

<テニス補償(傷害補償、賠償責任補償)>
被保険者がテニス施設での練習、競技または指導中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のものを壊して法律上の賠償責任を負った場合および急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガ(注1)(注2)をされた場合に保険金をお支払いします。
<携行品損害補償>
偶然な事故により携行品に盗難・破損などの損害が生じた場合にも保険金をお支払いします。

(注1)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生じる中毒症状を含みます。(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。)
(注2)変形性膝関節症などの疾病および疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけなどは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しません。

(2)被保険者(保険の対象となる方)の範囲
カード会員ご本人

(3)補償内容
「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

テニス補償(傷害補償)	**保険金をお支払いする主な場合**
	日本国内のテニス施設での練習・競技・指導中とそれに付随する行為中(更衣・休憩・食事・入浴など)に事故により被保険者がケガをされた場合に、次の保険金をお支払いします。 ①死亡保険金／事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。②後遺障害保険金／事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。③入院保険金／入院し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5をお支払いします。④通院保険金／通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※①および②についてお支払いする保険金は、合算して保険期間を通じ保険金額が限度となります。
	保険金をお支払いできない主な場合
	(1)被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による傷害 (2)被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害 (3)被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失 (4)核燃料物質・放射線照射または放射能汚染による傷害 (5)原因のいかんを問わず頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの (6)戦争・暴動など(テロ行為(注3)を除きます。)による傷害 (7)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害　など (注3)テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

テニス補償(賠償責任補償)	**保険金をお支払いする主な場合**
	日本国内における下記の行為中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料、修理費等)、および費用(応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など)を保険金としてお支払いします。 (1)テニス施設内での練習・競技・指導中 (2)テニス施設内での練習・競技・指導に付随する行為中(更衣・休憩・食事・入浴など) ※被保険者が未成年の場合で、被保険者の行為により親権者またはその他の法定の監督義務者が賠償責任を負ったときも保険金をお支払いします。 ※1回の事故につき損害賠償金に対してお支払いする保険金は保険金額を限度とします。 ※損害賠償金および費用の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 ※修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ※法律上の損害賠償金とは別に被保険者が支払った見舞金、罰金、違約金および懲罰的賠償金等は保険金のお支払い対象となりません。
	保険金をお支払いできない主な場合
	(1)被保険者の故意 (2)戦争・変乱・暴動・天災等に起因する賠償責任 (3)同居の親族に対する賠償責任 (4)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任)　など

携行品損害補償	保険金をお支払いする主な場合
	携行品（注4）が、日本国内において、盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を被った場合に、損害額（注5）から、1回の事故につき自己負担額5,000円を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険金は保険期間を通じて15万円が限度となります。現金、乗車券など（注6）については保険期間中通算で3万円が限度となります。 （注4）カードに登録された住所の住宅から被保険者によって一時的に持ち出され、携行している家財（被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が所有しているものにかぎります。）を指します。ただし、以下については対象外となります。 （1）船舶（ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、自転車、ハンググライダー、サーフボード、スノーボード、ラジオコントロール模型その他これらに準ずるものおよびこれらの付属品 （2）携帯電話・スマートフォンなどの携帯式通信機、ノート型パソコン・ワードプロセッサーなどの携帯式電子事務機器その他これらに準ずるものおよびこれらの付属品 （3）義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの （4）動物および植物 （5）稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの （注5）損害額は全損の場合は時価額を基準とし、分損（全損以外の場合をいいます。）の場合は事故発生直前の状態にもどすために必要な修繕費（時価額限度）を基準として決定されます。なお、全損とは修理ができない場合、または修繕費が時価額以上になる場合をいいます。 （注6）次のものを指します。 （1）現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・バス・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット （2）預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、その他これらに準ずるもの （3）貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品、その他これらに準ずるもの （4）定期券
	保険金をお支払いできない主な場合
	（1）被保険者の故意または重大な過失による損害 （2）戦争・変乱・暴動による損害 （3）保険の対象自体に内在する欠陥・自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害 （4）地震・噴火・津波・水災による損害 （5）置き忘れ、紛失による損害 （6）管球類（真空管・ブラウン管・電球等）に単独に生じた損害 （7）偶然な外来の事故によらない電気的または機械的事故による損害 （8）テニスボールだけの盗難 （9）ガットのみの損害　　など

※「テニス施設」とは、もっぱらテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。